

箱根町議会における電子機器等の使用基準

1 目的

この基準は、箱根町議会（以下「議会」という。）における本会議等での電子機器等の適正な使用について必要事項を定めることを目的とする。

2 使用できる会議

本会議、各委員会等の議会が主催するすべての会議をいう。

3 使用できる電子機器等

電子的にデータを処理する機能を持ち、事務処理に使用する電子機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等で携帯電話は除く。）及びプレゼンテーション等を行うための機器（プロジェクタ、スクリーン等）等で、会議の目的に沿って使用する機器等

4 使用にあたっての制限

- (1) 当該会議の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 音声や操作音を発生させる等、会議運営の妨げにならないこと。
- (3) 電子機器等の機能を利用し、写真・ビデオ撮影、録音等をするときには、議事の妨害、他人の迷惑にならないようにすること。
- (4) 写真撮影等は、フラッシュ等を使用しないこと。
- (5) スマートフォン等はマナーモードとし、電話機能は利用しないこと。

5 違反行為に対する措置

議長又は委員会の委員長等は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対して、注意をするものとする。

また、再三の注意にもかかわらず行為が改められないときは、電子機器等の使用の停止を命じるものとする。

6 使用できる者

議員、執行部職員、議会事務局職員、報道機関、傍聴者

7 委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

8 使用開始

平成 27 年 1 月 6 日から使用を認める。